

委員会の判断 放送倫理違反とまでは言えない

1 客観的証拠による裏付け取材は不十分だった

インターネット詐欺の被害者が語る被害事実を放送する以上、その人物が本当に被害にあった当人なのか、語られた被害内容が真実なのかについては、合理的な範囲で裏付け取材をするべきなのは当然である。

本件事案の特色は、A弁護士の紹介と説明に全面的に依存して、それ以外の裏付け調査をほとんど全く行わなかったことにある。このような取材の姿勢では、テレビ放送を何らかの意味で利用しようとする取材相手に遭遇した際に、過ちは避けられなくなるだろう。そのことを、日本テレビはバンキシャの事案などの手痛い体験で学んだはずではなかったのか。

委員会の議論でも、裏付け取材が不十分で放送倫理違反があるのではないかという意見が出された。指摘されたのは、高額なメール送受信料を支払ったという「ニセ被害者」の被害事実を容易に裏付けることができそうな銀行振込・クレジットカード決済・コンビニ決済の取引履歴などを、取材したディレクターが何ら入手していないことだった。「ニセ被害者」によれば、被害は約200万円、400万円と高額であったのだから、何らかの金の流れをつかむことはそれほど難しいことではないように思われる。こうした客観的な証拠は加工がしにくく、信用性も高いので、証言の裏付けには格好の資料となるであろう。また、弁護士が担当事件の処理のために必ず作成しているはずの訴状や、被害金の返還を請求した内容証明郵便の控えなどを見せてもらい、被害事実を確認することもできたかもしれない。

こうした被害事実の客観的証拠の入手にこだわらず、日本テレビが「ニセ被害者」の語った話を実際の詐欺被害者の証言として放送し、視聴者の信頼を損なうことになったのはまぎれもない事実である。その放送責任は、厳しく問われなければならない。

2 被害者と信じる相応の理由や根拠は存在した

しかしながら委員会は、客観的な証拠に代わるものとして、放送時点において、「ニセ被害者」の女性Bと男性Cが実際の被害者であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在したと言えると考える。

(1) A弁護士が「被害者」を紹介したときの状況

A弁護士は、単に弁護士であるというだけでなく、現実にインターネット詐欺事案を多数取り扱っている専門家であり、その事実は取材したディレクターが多数のメールのコピーで確認している。A弁護士が所属していたD法律事務所も、インターネット詐欺を専門分野として標榜し、解決件数や返金率をホームページに掲載し

ていた。

取材が行われたのは、そのA弁護士が日常的に業務を行っているD法律事務所だった。そこで、A弁護士は、自分が現実に取り扱った事件の被害者として女性Bと男性Cを堂々と紹介したのである。しかも、A弁護士は、女性Bと男性Cのインタビュー取材に立ち会っていた。この紹介とインタビュー取材の立ち会いには、被害事実の存在や被害者本人であることの客観的な証拠に準ずる重みがあったと言えよう。つまりA弁護士の紹介と立ち会いには、女性Bと男性Cの語る詐欺被害の内容の真実性を「保証」した意味があると認められるのである。ここで、さらに客観的な証拠の裏付けまで求めるのは、取材時のリアリズムを無視することになるだろう。

(2) 弁護士に対する信頼の高さ

日本テレビ幹部への聴き取りによると、「専門家」といえども、分野によっては、人物の信頼性を吟味することもあるという。ダイエットの番組を放送する際に、ダイエットの専門家と言いつつ実はそうではない医師がいたという経験などから、医師の専門性や信頼性は、慎重に確認しているとのことである。しかし、弁護士については、事実を偽るような弁護士に遭遇したことがなかったことや、弁護士という職業に対する信頼が非常に高かったため、裏付け取材が不十分となったようである。

これまでの弁護士の不祥事の多くは、依頼者から預かった金の横領や非弁提携(弁護士でない者から、弁護士が事件の周旋を受け報酬を渡したり、弁護士でない者に弁護士の名義を利用して法律事務を行わせること)などであった。弁護士が放送局をだましたという事例は、さすがに聞いたことがない。

これは、ある意味当然のことで、弁護士には、弁護士の職務の廉潔性を維持するために必要不可欠なルールとして定められた「弁護士職務基本規程」を遵守する義務がある。規程に違反したと判断されれば、弁護士会によって懲戒がなされ、ときには業務停止、退会命令、除名といった厳しい処分が下されることもある。

本件事案に関係する規程を見てみると、5条は「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする」と定めて、弁護士に「真実尊重義務」を課している。日本テレビが、結果として事実と異なる放送をしたとはいえ、その主たる責任は、真実尊重義務を負いながら、放送局に「ニセ被害者」を紹介し、そのインタビューに立ち会ったA弁護士自身にあると言えるのではないだろうか。

3 結論

以上のとおり、「ニセ被害者」の紹介やインタビュー立ち会いなど取材時の状況から客観的な裏付け証拠に代わるA弁護士の保証があったと考えられること、弁護士に対

する放送局の信頼には根拠があること、A弁護士にも責任があることが、まず考慮されなければならない。

また、弁護士業務の具体的手法に精通していれば、さらに訴状などの裁判資料の提示を求めることもできたであろうが、それを放送局の現場に求めるのは非現実的である。最近急激に進行している弁護士業務のビジネス化という現象も、弁護士業界の外にはほとんど知られておらず、本件事案が、必ずしも信頼を置くことができない弁護士がいるということについて警鐘が鳴らされていなかったときに起きたことも、勘案されなければならない。

さらに、本件放送1と2のねらいは視聴者に詐欺被害の実態を周知して新たな被害を防止することだった。こうした新しい問題に取り組んでいる場合に、弁護士の紹介とインタビュー立ち会いがあるのに、その人物が実際に被害にあったかどうかを客観的証拠で確認することまで要求しては、番組制作の意欲をそいでしまいかねないことも危惧される。それでは、かえって視聴者に不利益な結果をもたらしかねないだろう。

これらをあわせ考えると、委員会は、本件放送1と2について、裏付け取材の不足は否めないものの、放送倫理違反があるとまでは言えないと判断する。